

令和2年度県立都市公園指定管理者公募に係る質問の回答

共通事項

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	募集要項 P5-(2)-②-C 及び P9-⑧	「事務室、倉庫、物品等のメンテナンス、修理」及び「1件10万円未満の修繕」は指定管理料に含まれることとされているが、自然災害によるものの場合でも P15「責任分担表」中の「災害復旧」に該当しないのか。	自然災害による「事務室、倉庫、物品等のメンテナンス、修理」及び「1件10万円未満の修繕」は、「災害復旧」に該当します。
2	募集要項 P15-7	責任分担表中の「指定期間中における公の施設増築に伴う費用増加や廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担」を「協議」とされているが、このような貴県が内容変更したことに伴う費用等は貴県でご負担いただくものと考えますが、どのような場合に指定管理者の負担になるのか。	指定期間中における公の施設増築に伴う費用増加や廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担について「協議」としているのは、県負担額をいくりにするのか協議が必要という意味を記載しています。 なお、指定管理者の負担額を協議するものではありません。
3	募集要項 P34 13 その他 (2) 自己評価	利用者満足度調査の調査項目、調査日、調査人数については、募集要項、管理水準書のどちらの記載に基づいて実施すれば良いのか。	利用者満足度調査は、募集要項「13 その他」の「(2) 自己評価」のための調査と、管理水準書「V その他」の「1 県への報告」のための調査について、それぞれの調査目的に沿って実施する必要があります。但し、公園ごとに調査方法を検討の上で、これらの調査結果を兼ねることができます。 なお、自己評価を目的として実施する利用者満足度調査については、次のとおりとします。 (募集要項 P34) 利用者満足度調査については、次のとおりアンケート調査を実施し、その結果を自己評価に反映させなければなりません。調査項目、調査日については、県と協議の上決定することとします。 【年間調査数・実施頻度】 ① 公園利用アンケート：200人以上(通年) ② イベントアンケート：200人以上(毎年2回以上、1イベントにつき1回)

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
4	資料集	最低賃金の上昇等により人件費は増え続けていますが、指定管理料(基準額)が減額提示されるなど、増加要素をきちんと反映しているようには見えません。指定管理料は、前回額をベースとするのではなく、最新の人件費、積算基準で公募時にその都度積算することで、現実に沿った額を示すことが可能になると考えますが、県の考えはいかがでしょうか。	指定管理料基準額の内訳についてはお答えできません。
5	様式集 【様式6】 3.(2)	利用促進事業の基準の件数は、最低基準件数と考えてよろしいでしょうか。また、基準件数を上回る場合は、基準件数と提案件数の総数を年度毎にわかるようにすればよろしいでしょうか。	各公園の利用促進事業、収益事業については、事業数の制限はありません。 なお、尼崎の森中央緑地の魅力アップ事業については、魅力アップ事業仕様書p2~4に記載の年度ごとの事業数を最低件数としています。 また、年度ごとに総数が分かるように記載してください。
6	様式集 【様式6】 3.(2)	基準数を超える提案については、事業名と時期・期間を記載するとありますが、基準数内の提案と同様の記載内容としてもよろしいでしょうか。	同様に記載しても問題ありません。
7	管理水準書 (各公園)	芝生管理の頻度については年1回の頻度で行う必要があるのでしょうか。	記載事項に誤りがあります。 エアレーション、目土かけ、ブラッシング、除草、灌水は「適宜」が正しい頻度になります。
		<以下余白>	

令和2年度県立都市公園指定管理者公募に係る質問の回答

尼崎の森中央緑地

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	管理水準書 P3 4.年間来園者数の目標	「尼崎臨海地域の活性化と魅力あるまちづくりの推進に資するため」に、必要な来園者数をどのように分析されて、R7年度までの目標来園者数50万人とされたのか、その根拠あるいは考え方を詳細にご教示ください。 また、当公園における最終将来目標来園者数についても、本来管理者としてのお考えをご教示ください。	記載事項に誤りがあります。 R7年度までの目標来園者数は「30万人」が正しい目標値です。
2	管理水準書 P4-1.2-(1)及び 資料編 P7. P9	管理水準書本編に示されている、高木剪定の適用範囲「約930本」は、管理水準書資料編「7 樹木総括表」に記載されている高木「1,209本」中のどの樹種を指しているのか。	記載事項に誤りがあります。 管理水準書P4の1.2 高木剪定の適用範囲は「1,209本」が正しい本数です。
3	管理水準書 P4 1.2 高木剪定 (1) 適用範囲	高木剪定の適用範囲が約930本となっており、資料編の高木の本数が一致しません。高木剪定する930本がどれなのか明示してください。	
4	管理水準書 P4-1.2-(2) 及び 1.3-(2)	高木剪定及び中低木剪定の頻度は、「適宜(標準1回/年)」とされているが、適宜ということは、必要に応じて指定管理者の判断で適切に実施すればよいという理解で問題ないか。	そのとおりです。
5	管理水準書 P6 - 2.2	芝生管理において、エアレーション、目土かけ、灌水の頻度が現行の「適宜」から「1回/年」に変更されているが、これはどのような理由で変更されたのか。	記載事項に誤りがあります。 エアレーション、目土かけ、ブラッシング、除草、灌水は「適宜」が正しい頻度になります。

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
6	管理水準書 P6 - 2.2	<p>芝生地のブラッシングが新たに追加されているが、具体的な作業方法とその必要性を示していただきたい。</p> <p>また、除草作業が新たに追加されているが、追加作業となるため指定管理料に反映されているか確認を求める。反映されていないのであれば反映させるべきと考えるがいかがか。(ブラッシングも同様)</p>	<p>ブラッシングは水平に伸びた芝生を立てて、刈り込み効率を高めることや、匍匐茎や根の切断と共に茎葉間のサッチや枯死した芝生を除去し、芝生の更新を促すために行います。作業方法は小面積の場合はレーキやフォークを用い、大面積の場合はトラクタなどにローラー状のブラシやクシ状の刃を取り付けて行ってください。</p> <p>また、除草作業、ブラッシング共に指定管理料に含まれます。</p> <p>なお、芝生管理の頻度については質問5を参照ください。</p>
7	管理水準書 P7	「2. 森育成管理」の項は、第3節が欠落しているのではないか。	<p>記載事項に誤りがあります。</p> <p>目次「第4節 育苗管理」が「第3節 育苗管理」になり、それ以降の節も同様に1節ずつ繰り上がります。</p>
8	管理水準書 P7 第3節 2. 森育成管理	<p>緑化技術検討会において決定した事項のうち、指定管理者に新たに実施を求められた業務については、指定管理料を増額していただけるのでしょうか。</p> <p>また増額されないのであれば、その理由をご教示ください。</p>	<p>新たに実施を求める業務に関する指定管理料については別途協議とします。</p>
9	管理水準書 P7 第3節草地管理	<p>新たに植栽した草原モデルが反映されていませんが、管理対象に入るのでしょうか。入るのであれば、指定管理料に反映されているのでしょうか。項目・頻度等もあわせてご教示ください。</p>	<p>新たに植栽した草原モデルは管理対象に入ります。</p> <p>既に芝生地として供用していた場所の管理手間を軽減すること等を目的として導入するものであるため、既に指定管理料に含まれています。</p> <p>また、項目・頻度等は学識経験者の意見を聞いた上で決めたいと考えており、別途協議とします。</p>
10	管理水準書 P8 第2節 進行管理	<p>最終行の記載事項の意味が分かりません。在庫数量管理とどのような関係があるのか示してください。</p>	<p>記載事項に誤りがあります。</p>

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
11	管理水準書 P11 第6節みなの花 野管理	植栽時には、土壌改良も必要になると 思われます。項目の追加ならびに指定管 理料への反映は可能でしょうか。 ご教示ください。	記載事項に誤りがあります。 P11「6.1頻度」の表の「植樹」の項 目を削除します。 なお、植栽や土壌改良の追加は別途協 議とします。
12	管理水準書 P11 第7節天水池管 理	具体的に管理頻度・仕様等はあるのでし ょうか。また、指定管理料に反映されて いるのでしょうか。ご教示ください。	天水池の具体的な管理頻度や仕様等 は設けていません。適宜管理をお願いし ます。 また、指定管理料に含みます。
13	管理水準書 P24	表中「モニタリング」は、指定管理者 および参画主体で行うことになってま すが、水準書本文には、モニタリングに ついての記載がありません。 「モニタリング」は今後の維持管理に向 けた基礎情報を蓄積に不可欠のもので あることから、別途県で実施されると解 してよろしいでしょうか。 契約後、モニタリング業務が追加で指定 管理者に指示された場合、指定管理料を 増額していただけるのでしょうか。また 増額されないのであればその理由をご 教示ください。	記載事項に誤りがあります。 モニタリング業務は指定管理業務に は含みません。
14	管理水準書 資料編 P5 5 草地管理図	連絡橋北西のトイレ周辺が草地管理 図から外れています。 管理範囲に入れるべきかと思われま す。 貴県のお考えをご教示ください。	記載事項に誤りがあります。 連絡橋北西のトイレ周辺の草地管理 は管理範囲に含みます。
15	管理水準書 資料編 P6 6 樹木管理図	茅葺き民家周辺に植栽されている植 物（タケ・ウメ等）が外れていますが、 管理対象に入るのでしょうか。また、石 垣植栽についても記載がありません。 貴県のお考えをご教示ください。	茅葺き民家周辺のタケ・ウメや石垣植 栽は管理対象です。

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
16	管理水準書 資料集 P1 年度毎の基準 価格	令和元年度実績では 121,724 千円(管理運営業務 102,824 千円、魅力アップ 18,900 千円)ですが、令和 3 年度以降の指定管理料は 104,139 千円(プラス 1,315 千円)が上限額として提示されています。森づくりも進み、植栽のほか、維持管理にかかる業務も増えるなか、1%程度しか増額していませんが、その理由を詳細に説明いただくようお願いいたします。あわせて、基準額(全体額)が提示されるだけで、その内訳もわからないため、指定管理料 104,139 千円の内訳の提示をお願いします。	指定管理料の基準額の設定の考え方や内訳についてはお答えできません。
17	管理水準書 資料集 P1 年度毎の基準 価格	維持管理費固定のまま、来園者数は 50 万人(R1 年度の 2 倍)と設定されています。利用頻度の増加に伴い生じる施設のメンテナンス費や管理費については、増額していただけるのでしょうか。また、増額されない場合はその理由をご教示ください。	記載事項に誤りがあります。 R7 年度までの目標来園者数は「30 万人」が正しい目標値です。 なお、来園者数の増減に伴う維持管理費増額、減額は行いません。
18	魅力アップ事業仕様書 P1-1	「段階的に本事業から管理運営業務へ移行する計画」とあるのは、指定管理委託料も合わせて魅力アップ事業から管理運営業務に段階的に移行(移行年度に沿って魅力アップ事業の委託料が減少し、管理運営業務の委託料が増加する)という理解で良いか。	魅力アップ事業は環境体験事業や集客イベントの仕組みづくりを行うための事業です。そのため、魅力アップ事業の委託費は段階的に減額していくこととしています。 なお、「段階的に本事業から管理運営業務へ移行する計画」は、これまでに魅力アップ事業で行っているものを、利用促進事業に段階的に移行していくことを想定して記載しています。現在、魅力アップ事業で行っているもののうち、何をどのように利用促進事業として実施するのかは任意としています。 魅力アップ事業の委託料減少によって、管理運営業務の委託料が増加するものではありません。

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
19	魅力アップ事業仕様書 P12-(2)	大規模音楽イベントの誘致活動中「3年間」とあるのは、「5年間」、「平成30年から平成32年」とあるのは、「令和3年から令和7年」の誤りだと推察するが、その場合【達成すべき目標集客数】の記載は、どのように修正されるのか。	記載事項に誤りがあったため、修正しました。 【達成すべき目標集客数】は9月修正版を参照してください。
20	魅力アップ事業仕様書 P9 (3)環境イベントの実施 ②実施内容 a) 尼崎の森ファミリークラブ	尼崎の森ファミリークラブ R3年度の6期の記載しかありませんが、指定管理期間のR7年度まで継続して実施する予定でしょうか。	記載事項に誤りがあります。 尼崎の森ファミリークラブの活動は、令和7年度まで継続実施の予定です。
		<以下余白>	

令和2年度県立都市公園指定管理者公募に係る質問の回答

丹波並木道中央公園

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	現地説明会	サイクルステーションを施工予定とあるが、サイクルステーションが出来ると踏まえての提案で良いのか。 また、維持管理費は基準額に含まれるのか。	サイクルステーションを活用した利用促進事業や収益事業を提案していただくことは可能です。但し、具体的な仕様が決まっていないため、提案いただく場合は留意の上検討してください。 なお、サイクルステーションの維持管理費は現在の基準額には含まれていません。今後、供用開始にあわせて追加する予定です。
2	現地説明会	サイクルステーションの管理運営は指定管理者が行うのか。	指定管理者が行います。
3	現地説明会	サイクルステーション以外で今後新たに整備する施設はあるか。	令和2年度中に新たに授乳室の整備を行う予定です。 このほか、本公園をリノベーションするための計画を現在検討中であり、当該計画に基づいて今年度以降新たな施設の整備等を行っていくことを予定しています。
4	現地説明会 募集要項 P5	指定管理業務の執行体制について、丹波並木道中央公園の森林活動センターに人員を配置する際には有資格者を配置しなければいけないのか。	労働安全衛生法施行令第6条第6項に基づき、木材加工用機械が5台以上ある事業場においては木材加工用機械作業主任者の配置が必要です。

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
5	現地説明会	収益事業として間伐材の販売を行っても良いのか。	<p>次の場合において、利用促進事業や収益事業としての販売を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理によって発生し、処分経費が必要となる間伐材を都市公園法、都市公園条例、管理水準書、事業計画書等に従って、可能な限り公園内でチップやベンチ等として活用し、残った間伐材を活用して製品化する場合。 ・ 維持管理により発生する不用物ではなくても、管理水準書記載のクヌギ林等の再生の一環として、適正なローテーションで伐採を繰り返すことにより発生するものを活用して製品化し、販売を通じて適正な管理を行っていることをPRできる場合。 <p>また、販売するうえでの留意点については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立公園の指定管理者の立場を踏まえ営利事業としないこと。(公園内で販売所など建物を設置することや公園外での販売などは認めない。) <ul style="list-style-type: none"> また、他の民間事業者の運営を圧迫しないものとする。 ・ 指定管理者が収入を管理し、公園の維持管理、利活用を充実させるための経費に充当することとし実績を報告すること。
		<以下余白>	

令和2年度県立都市公園指定管理者公募に係る質問の回答

有馬富士公園

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	管理水準書 P7	2.2 管理内容の表内1対象エリアで、「湖面一体利用ゾーン」とはどの場所を指しますか。	「湖面一体利用ゾーン」は福島大池周辺のビオトープや周遊園路を示します。
2	管理水準書 P30 募集要項 P34	⑤利用者満足度調査、及び⑥「子育て支援型公園」における利用者満足度調査の内容と募集要項 P.34 の(2)自己評価【年間目標調査数】の内容が異なりますが、どちらが優先されますか。	利用者満足度調査は、募集要項「13 その他」の「(2)自己評価」のための調査と、管理水準書「V その他」の「1 県への報告」のための調査について、それぞれの調査目的に沿って実施する必要があります。但し、公園ごとに調査方法を検討の上で、これらの調査を兼ねることができます。 なお、管理水準書に基づき実施する利用者満足度調査の年間調査数は次のとおりです。 公園利用アンケート：200人以上 イベントアンケート：200人以上 子育て世代アンケート：100人以上
3	資料集 P2	指定管理料についてですが、令和元年度実績では62,385千円ですが、令和3年度以降の指定管理料は56,737千円(マイナス5,648千円)が上限額として提示されています。この額は、前回公募時の基準額は56,275千円ですが、消費税増加分を反映すると57,317千円となりますが、その額よりも580千円減額となっています。つきましては、業務量の増加要素がある中、指定管理料が大きく減額している理由を詳細に説明いただくようお願いします。あわせて、基準額(全体額)が提示されるだけで、その内訳もわからないため、指定管理料の56,737千円の内訳の提示をお願いします。	指定管理料の基準額の設定や考え方や内訳についてはお答えできません。
		<以下余白>	

令和2年度県立都市公園指定管理者公募に係る質問の回答

一庫公園

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
1	資料集 P2	<p>指定管理料についてですが、令和元年度実績では41,626千円ですが、令和3年度以降の指定管理料は40,051千円(マイナス1,575千円)が上限額として提示されています。水準書を見る限り、業務内容はむしろ増えていますが、減額している理由を詳細に説明いただくようお願いします。あわせて、基準額(全体額)が提示されるだけで、その内訳もわからないため、指定管理料40,051千円の内訳の提示をお願いします。</p>	<p>指定管理料の基準額の設定の考え方や内訳についてはお答えできません。</p>
		<p><以下余白></p>	